

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業委託実施要項

令和 4 年 4 月 1 8 日
文化庁次長決定

1 趣 旨

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

このような状況から、令和 3 年度に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として策定した「日本語教育の参照枠（報告）」（令和 3 年 1 0 月）を活用した教育モデル開発事業を実施することとなった。

本事業は、日本語教育におけるカリキュラムの開発実績を有する教育機関を対象とし、生活・留学・就労等の分野におけるレベル別のカリキュラムやシラバス、評価の方法、教材等開発及び選定、教師研修等のモデル開発及びその成果公開のための教育活動を支援することにより、日本語教育の水準の向上を図ることを目的とする。

なお、本事業の委託業務については、本要項の定めるところにより実施する。

2 委託業務の内容

文化庁は上記 1 の趣旨を実現するため、以下の業務の実施を委託する。

- (1) カリキュラム開発実績を有する教育機関による、「生活」・「留学」・「就労」等の様々な分野におけるレベル別カリキュラム、評価方法、教材等開発及び選定、教師研修等のモデル開発及び成果物の公開業務
- (2) 上記の業務に付随する必要な業務

3 業務の委託先

文化庁は、次の（１）から（３）のいずれかの要件と、（４）を満たす団体に業務を委託する。

（１）都道府県又は市区町村（それぞれ教育委員会を含む。）

（２）法人格を有する団体

（３）法人格を有しないが、次の①から⑤の要件を全て満たしている団体

- ① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体等の本拠としての事務所を有すること。
- ⑤ 団体等の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

※ ②から④の要件を満たしているかどうかについては、①の「定款又は寄附行為に類する規約等」の内容で確認する。

※ 都道府県又は市区町村が設置した実行委員会等の組織は（３）に該当。

（４）日本語教育分野におけるコースカリキュラム・シラバス作成の実績のある団体であること。

4 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から当該年度の３月末日又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

5 委託手続

（１）団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出するものとする。

（２）文化庁は、上記（１）により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、当該団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託経費

（１）文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。

（２）文化庁は、受託団体が本契約の定めに従い違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約を解除すること又は経費の全部もしくは一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止等）の報告

受託団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了（廃止）した日から３０日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

（１）文化庁は、上記８により提出された委託業務完了報告書について照合（必要に応じて行う現地調査を含む。）を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。

- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、本委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の実施の過程で知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務委託の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。